

(地 10F)
平成15年4月10日

都道府県医師会
感染症危機管理担当理事 殿

日本医師会感染症危機管理対策室長
雪 下 國 雄

N95マスク等の感染防止のための器材の確保について

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、ハノイ・香港等における原因不明の重症呼吸器疾患の集団発生に関しましては、平成15年3月13日付(地 238F)等をもって貴会宛にお送りし、「重症急性呼吸器症候群(SARS)」をご報告いただいているところであります。

今般、別添のとおり、N95マスク等の感染防止のための器材の確保についての通知が、各都道府県衛生主管部(局)長あてに厚生労働省医政局経済課長、厚生労働省健康局結核感染症課長の連名によりなされました。また、併せて厚生労働省医政局経済課長より、日本医療機器関係団体協議会会長、在日米国商工会議所医療機器小委員会会長、欧州ビジネス協会協議会医療機器委員会会長宛に、ハノイ・香港等における原因不明の「重症急性呼吸器症候群」の集団発生に伴う対応について通知が出されております。

つきましては、本通知を参考までにお送りいたしますので、貴会におかれましても本件についてご了知いただきますようよろしくお願い申し上げます。

なお、厚生労働省「第2回重症急性呼吸器症候群対策専門委員会」において、現時点では、一般の人にとって感染予防のためにN95マスクを着用することは必要ではない旨、指摘があったことを申し添えます。

医政経発第0409001号
健感発第0409001号
平成15年4月9日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局経済課長

厚生労働省健康局結核感染症課長

N95マスク等の感染防止のための器材の確保について（依頼）

重症急性呼吸器症候群（以下「SARS」という。）への対応については、「ハノイ・香港等における原因不明の『重症急性呼吸器症候群』の集団発生に伴う対応について（第7報）」（平成15年4月7日健感発第0407001号）において、SARSの所見のあるものに対して適切な医療の提供を行うことができるよう、医療提供体制の確保をお願いしているところである。これを確実に実行するためには、同通知で示した「重症急性呼吸器症候群（SARS）管理指針」を踏まえ、第一種感染症指定医療機関等の医療機関において適切な医療の提供を行うことが重要であり、N95マスク等の感染防止のための器材について、想定される具体的な事例を勘案し一定量を確保することが必要であることから、貴管内の該当医療機関や卸売販売業者等に対し、その旨を周知徹底されるようお願いする。

なお、第2回重症急性呼吸器症候群対策専門委員会において、現時点では、一般の人にとって感染予防のためにN95マスクを着用することは必要ではない旨、指摘があったことを申し添える。

医政経発第0409002号
平成15年4月9日

日本医療機器関係団体協議会会長
在日米国商工会議所
医療機器小委員会会長 殿
欧州ビジネス協会協議会
医療機器委員会会長

厚生労働省医政局経済課長

ハノイ・香港等における原因不明の「重症急性呼吸器症候群」の
集団発生に伴う対応について

貴団体におかれましては、日頃より、医療用具の供給についてご尽力いただき誠にありがとうございます。

さて、標記については、「ハノイ・香港等における病院内での原因不明の重症急性呼吸器症候群の集団発生に関するWHOの緊急情報について」(平成15年3月12日健感発第0312002号)等により、都道府県に対して管内医療機関等の関係機関への周知等の対応が依頼されているところであり、今般、別添1のとおり、「ハノイ・香港等における原因不明の『重症急性呼吸器症候群』の集団発生に伴う対応について(第7報)」(平成15年4月7日健感発第0407001号)が通知されたところです。また、同通知において示された「重症急性呼吸器症候群(SARS)管理指針」を踏まえ、別添2のとおり、第一種感染症指定医療機関等の都道府県知事が適当と認める機関におけるN95マスク等の感染防止のための器材の確保について通知したところです。

これに伴い、貴団体におかれましても、こうした通知を踏まえ、N95マスク等の感染防止のための器材について、その安定的かつ十分な供給を確保していただくよう、貴団体傘下の関係企業に対し、よろしくご指導いただきますようお願い申し上げます。

なお、本症候群に関する通知等については、厚生労働省ホームページで、随時提供中であることを申し添えます。(<http://www.mhlw.go.jp/topics/2003/03/tp0318-1.html>)